

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	法人番号	住 所
株式会社佐藤渡辺	5010401031200	東京都港区南麻布 1－18－4

2. 指名停止措置期間

令和7年1月17日から令和7年3月16日まで（2カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

株式会社佐藤渡辺の石川営業所長は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、郡山区検に談合罪で略式起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年4月4日議長決定）別表第2第7号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

（別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 指定区域内の他の公共機関の職員	2カ月以上12カ月以内
ロ 指定区域外の他の公共機関の職員	1カ月以上12カ月以内